## コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 序文

当社は、「持続的な企業価値の向上」と「非連続な成長」を実現していくためには、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の確立が不可欠であると認識しており、コーポレート・ガバナンス体制の実効性をより高めることを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定した。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表する。

## 第1章 総則

第1条(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

- 2. 当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。
  - (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
  - (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
  - (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
  - (4)独立社外取締役が関与する仕組み(取締役会の構成、指名・報酬諮問員会等)を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
  - (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

# 第2章 株主の権利・平等性の確保

#### 第2条(株主総会)

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を早期に発送するとともに、当該発送に先行して当社ホームページに当該招集通知を 開示する。

2. 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境(当社の株主総会をできる限り他社と異なる日に開催すること等を含む。)の整備に努める。

#### 第3条(株主の平等性の確保)

当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じない よう適時適切に情報開示を行う。

## 第4条(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定め、開示する。これらの基本方針は、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであることは勿論、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものでなければならない。

#### 第3章 ステークホルダーの利益の考慮

#### 第5条(倫理基準及び利益相反)

当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、コンプライアンス・マニュアル及び行動方針を定めるとともに、その行動方針を開示する。

2. 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

## 第6条(ステークホルダーとの関係)

取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。なお、当社は、当社の従業員が、当社におけるコンプライアンス上の懸念等を、直接社内の担当窓口または外部第三者窓口(弁護士)に内部通報することができ(以下「コンプライアンス・ホットライン制度」という。)、それによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、コンプライアンス規程その他の関係する社内規程に明記する。

2. 取締役会は、コンプライアンス・ホットライン制度の利用状況等に関する報告を受けることで、その運用を監督する。

## 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第7条(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2. 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

# 第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

## 第8条(取締役会の役割)

取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

## 第9条(独立社外取締役の役割)

当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

### 第10条(取締役会議長)

当社の取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案(とりわけ戦略的議題に関するもの)について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

#### 第2節 取締役会の有効性

#### 第11条(取締役会の構成)

当社は、定款上の員数である8名以内の取締役及び5名以内の監査役で取締役会を構成し、取締役については社外取締役を2名以上置くこと、監査役については半数以上の社外監査役を置くことを基本とする。

2. 独立社外取締役は、別途定める「独立社外役員の独立性判断基準」(以下「独立性判断基準」という。)に 規定する要件を満たす者とする。

### 第 12 条(取締役の資格及び指名手続)

当社の取締役は、別途定める選定基準原則を満たす者でなければならない。

- 2. 当社は、取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方を定め、取締役会全体としてのバランス及び多様性を確保する。
- 3. 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
- 4. 指名諮問委員会(第14条第1項に定める。)は、取締役会より諮問を受け、新任する取締役(補欠取締役を含む。)候補者について審議を行い、その結果を取締役会に答申する。取締役会は、当該答申を踏まえ、 当該取締役候補者を決定する。

# 第 13 条(監査役の資格及び指名手続)

当社の監査役は、別途監査役会が定める「監査役監査基準」に基づく選定方針に沿った、監査役としての適格性を有する者でなければならない。また、当社の監査役のうち最低 1 名は、財務・会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。

2. 指名諮問委員会は、取締役会より諮問を受け、新任する監査役(補欠監査役を含む。)候補者について 審議を行い、その結果を取締役会に答申する。取締役会は、当該答申を踏まえ、監査役会の同意を経て、 当該監査役候補者を決定する。

### 第 14 条(指名及び報酬を審議する会議体)

当社は、取締役会の諮問委員会として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会(以下総称して「指名・報酬諮問員会」という。)を置く。

- 2. 指名・報酬諮問委員会は、社内取締役及び独立社外役員により構成するものとする。
- 3. 取締役候補者または監査役候補者の決定に際しては、法令、定款、その他規則等の定めに従うとともに、 指名諮問委員会における審議を経て、取締役会が決定する。
- 4. 取締役報酬の決定に際しては、報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会が総額を決定する。なお、 各取締役の報酬額については、前述の報酬諮問員会における審議を踏まえ、代表取締役社長がこれを決定する。

## 第15条(取締役の青務)

取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

- 2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
- 3. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

#### 第 16 条(取締役及び監査役の研鑚及び研修)

当社は、新任取締役に対して、当該取締役の知識・経験に応じ、外部機関等が実施する新任役員向け研修の受講を奨励するものとする。

- 2. 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
- 3. 当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針を別途定め、適時適切に開示する。

## 第17条(取締役会の議題の設定等)

各回の取締役会に先立ち、当社の取締役会議長は、業務を執行する取締役及び執行役員と協議して、当該 取締役会の議題を定める。

2. 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、 取締役会の会日に先立って(但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。)、社外取締役を含 む各取締役に配付されなければならない。

#### 第 18 条(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき、または適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

2. 当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、経営企画部がサポートする体制を構築する。

#### 第 19 条(自己評価)

代表取締役は、取締役会全体の実効性に関し、自己評価を行うため、取締役会を構成する各取締役及び各 監査役より意見を収集し、集計・分析した結果を取締役会に対して報告するとともに、その結果の概要を適 時適切に開示する。

## 第3節 報酬制度

## 第 20 条(取締役等の報酬等)

業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

- 2. 取締役会は、取締役の報酬等に関する方針(株式関連報酬その他の業績連動型報酬の割合の設定に関する方針を含む。)を定め、適時適切に開示する。
- 3. 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責を反映して決定する。
- 4. 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の総額について、第 2 項の方針とともに適切な方法により開示する。

## 第6章 株主との対話

## 第 21 条(株主との対話)

代表取締役社長は、株主からの意見に関し、特に重要と判断するものについて、取締役会全体に共有されるよう努める。

- 2. 代表取締役社長は株主との対話を推進する部署として経営企画部を指定し、経営企画部を担当する執行役員は、必要に応じ、代表取締役社長と協働して、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との間で、コーポレート・ガバナンス及び重要な経営上の方針について、合理的な範囲で対話を行う。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。
- 3. 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を別途定め、開示する。

#### 附則

第1条 平成27年12月24日 策定 第2条 令和3年12月22日 改定